

議案第25号

大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大田原市国民健康保険税条例（昭和34年条例第10号）の一部を次のように改正する。
第3条の見出し及び第4条の見出し中「被保険者に係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第5条及び第7条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第12条第1項中「同条」を「、その減額後」に改め、同条第2項中「第8号」の次に「まで」を加える。

第20条第1号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、「特定同一世帯所属者」の次に「（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）」を加え、同号ア中「被保険者に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、「（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）」を削り、同号ア中「被保険者に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「被保険者に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,800円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8,000円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,800円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 16,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,800円
- イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,000円
- ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4,800円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,000円

第20条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に、「次号（及び第3号）において同じ。」を「次号及び第3号において同じ。）及び」に改める。

附則第3項中「第20条」を「第20条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第4項、第5項及び第7項から第10号までの規定中「第20条」を「第20条第1項」に改める。

附則第11項及び第12項中「第6条、第8条」を「第5条、第7条」に、「第23条」を「第20条第1項」に改める。

附則第13項及び第14項中「第20条」を「第20条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条第1項、第20条及び第20条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第3項から第5項まで及び第7項から第14項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の大田原市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。